

第1編 総 論

第1章 県の責務、計画の位置づけ、構成等

県は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、安心安全な県づくりを進める必要がある。このため、以下のとおり、県の責務を明らかにするとともに、県の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 県の責務及び県国民保護計画の位置づけ

(1) 県の責務（法第3条、第11条）

県（知事及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等[※]において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法[※]」という。）その他の法令、政府の策定する「国民の保護に関する基本指針」（以下「基本指針[※]」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画[※]」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置[※]」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 県国民保護計画の位置づけ（法第34条）

県は、その責務にかんがみ、国民保護法第34条の規定に基づき、県国民保護計画を作成する。

(3) 県国民保護計画に定める事項（法第34条）

県国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、県が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第34条第2項各号に掲げる事項について定める。

【県国民保護計画に定める事項】

- ①県の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- ②県が実施する国民の保護のための措置に関する事項
- ③国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④市町村の国民の保護に関する計画及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画を作成する際の基準となるべき事項
- ⑤国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- ⑥国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑦その他、県の区域に係る国民の保護のための措置に関し知事が必要と認める事項

2 県国民保護計画の構成

県国民保護計画※は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等※への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態※への対処
- 資料編

3 県国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 県国民保護計画の見直し（法第34条）

政府の策定する基本指針※は、政府における国民保護措置※についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。県国民保護計画についても、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

県国民保護計画の見直しにあたっては、県国民保護協議会※の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 県国民保護計画の変更手続（法第34条、第37条）

県国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法※第37条第3項の規定に基づき、県国民保護協議会に諮問の上、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議し、その同意を得た後、県議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、内閣総理大臣への協議は不要である。

資料編（11. 富山県国民保護協議会に関する資料）

4 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画（法第35条、第36条）

市町村の国民の保護に関する計画（以下「市町村国民保護計画」という。）及び指定地方公共機関※の国民の保護に関する業務計画（以下「指定地方公共機関国民保護業務計画※」という。）については、県国民保護計画に基づき作成するものとし、計画の作成にあたっては、基本指針も踏まえるものとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するにあたり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重（法第5条）

県は、国民保護措置※の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済（法第6条）

県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続をできる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供（法第8条）

県は、武力攻撃事態等※においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保（法第3条）

県は、国、市町村並びに指定公共機関※及び指定地方公共機関※と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力（法第4条）

県は、国民保護法※の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、県は、消防団及び自主防災組織※等の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮（法第7条）

県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置（警報、避難の指示及び緊急通報※の放送）については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(7) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施（法第9条）

県は、国民保護措置※の実施にあたっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、県は、国民保護措置を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法※の的確な実施を確保する。

なお、日本に居住又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害※から保護すべきことに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法第22条）

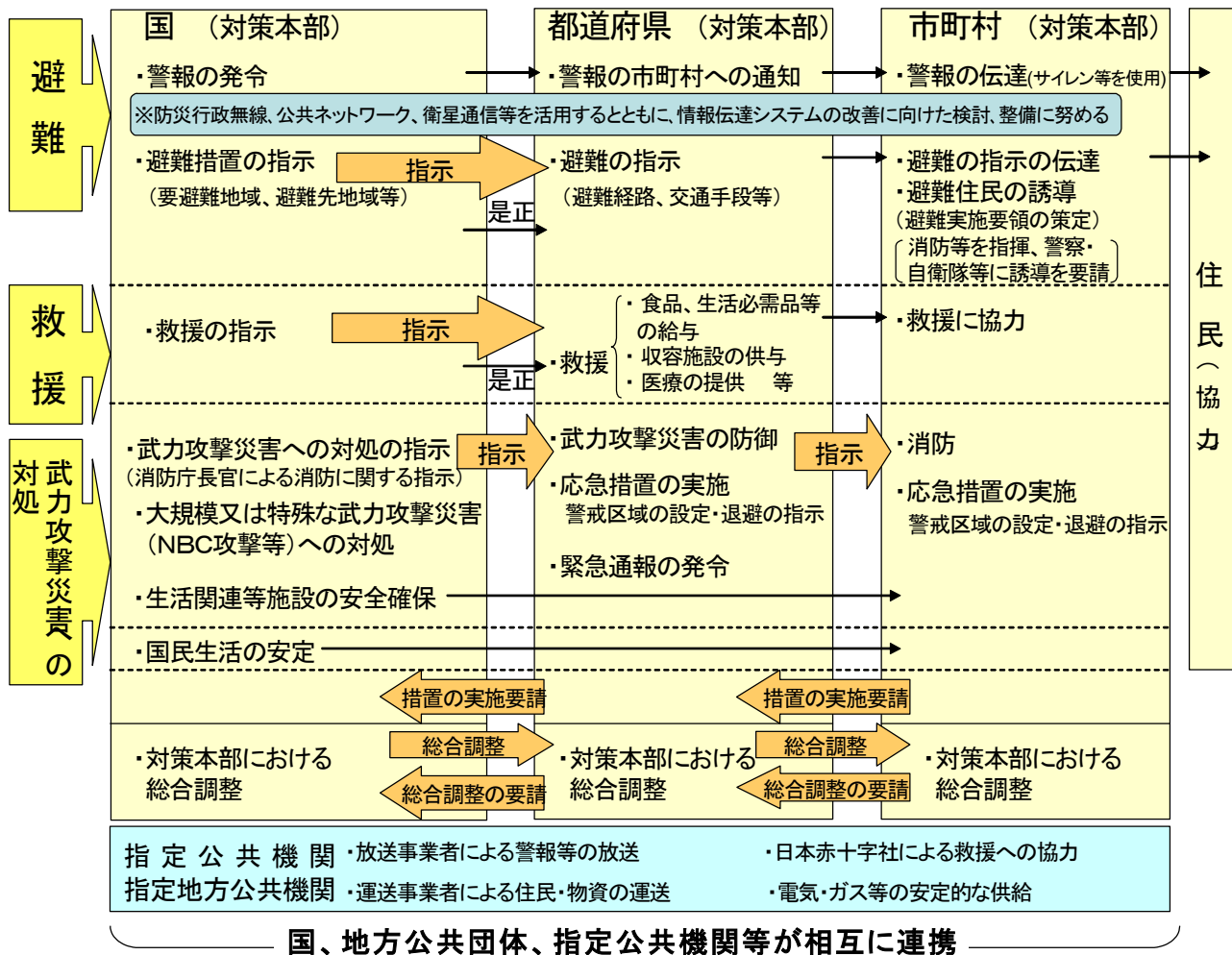
県は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

県は、国民保護措置の実施にあたり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について、以下のとおり定める。

【国、都道府県、市町村等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組み】



1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置※について、県、市町村、指定地方行政機関※並びに指定公共機関※及び指定地方公共機関※は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【県】（法第11条～第15条）

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 国民保護計画※の作成 2 国民保護協議会※の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態※対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等※の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害※の防除及び軽減、緊急通報※の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

県の各室部局の事務分担は、資料編（1-1「県各室部局の事務分担」）で掲載する。

【市町村】（法第11条～第15条）

機関の名称	事務又は業務の大綱
市 町 村	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領※の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】 (法第10条)

機関の名称	事務又は業務の大綱
中部管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置※及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
北陸総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
北陸財務局 (富山財務事務所)	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の手配
東海北陸厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
富山労働局	1 被災者の雇用対策
北陸農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
中部森林管理局 (富山森林管理署)	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
中部経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
北陸地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
北陸信越運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局 (小松空港事務所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区気象台 (富山地方気象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供

第九管区海上保安本部 (伏木海上保安部)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設※の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害※への対処に関する措置
中部地方環境事務所	1 有害物質の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
近畿中部防衛局	1 避難施設の武力攻撃災害に対する防護性の向上等に係る技術的な助言 2 都道府県対策本部への職員の派遣 3 所管財産（防衛省行政財産）の使用等に関する連絡調整

【自衛隊】（法第15条、第20条）

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊	1 武力攻撃事態等※における侵害の排除
海上自衛隊	2 武力攻撃事態等における国民保護措置※の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等
航空自衛隊	

【指定公共機関】（法第21条）

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報※の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資※の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設※における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
日本郵便株式会社	1 郵便の確保
日本医師会 国立健康危機管理研究機構 病院その他の医療機関	1 医療の確保 2 医療活動の実施に関する連絡調整
道路の管理者	1 道路の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人に関する安否情報の県及び市町村等からの収集、整理並びに回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

事業者名は、資料編（1-2「指定公共機関、指定地方公共機関の事業者」）で掲載する。

【指定地方公共機関】（法第21条）

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資 [※] の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
病院その他の医療機関	1 医療の確保
河川管理施設、道路の管理者	1 河川管理施設、道路の管理

事業者名は、資料編（1-2「指定公共機関、指定地方公共機関の事業者」）で掲載する。

第4章 県の地理的、社会的特徴

県は、国民保護措置を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施にあたり考慮しておくべき県の地理的、社会的特徴について次のとおり整理する。

(1) 地形

富山県の面積は4,247 km²で、東西に約90 km、南北に約76 kmにおよぶ。海岸延長は147.2 kmであるが、砂浜の割合は、26 km（17.7%）と少ない。

東京・大阪・名古屋の三大都市圏とほぼ等距離の、本州中央部の日本海側に位置し、東南西の三方を山に囲まれている。また環日本海（ロシア、韓国、北朝鮮、中国）のほぼ中心に位置している。

県の東側は海拔高度2,000～3,000mの飛騨山脈（北アルプス）で新潟県及び長野県と、南側は1,200～1,700mの飛騨高地で岐阜県と、西側は1,000～1,800mの両白山地及び300～500mの西部丘陵で石川県とそれぞれ隣接している。また、北側は水深約1,000mの富山湾に面している。

富山県は地殻の褶曲で最も激しく隆起・沈降した斜面に位置し、険しい山岳地帯が存在する。一方、山岳地帯の侵食により形成された、平坦な平野が広がっている。

県全体では、このような急峻な山岳地帯と平坦な平野が多くを占め、中間的な傾斜地の面積は少ない。

また、黒部川、常願寺川、神通川、庄川、小矢部川の5大河川をはじめ多くの河川が流れており、国県道にかかる橋りょうだけでも約3,000にのぼる。

資料編（2-1「県の地図」）

(2) 気候

日本海を対馬暖流が流れており、富山市の12～2月の平均気温は3.7℃（同緯度の宇都宮は3.5℃）と、緯度の割には温暖である。冬期には雪が降り、年間50日は降雪がある。また、梅雨があり、夏には暑い日が続く、四季の変化がはっきりしている。

風向は、春～夏は南西もしくは北北東、秋～冬は南西の風が中心である。春から秋には、乾燥した強い南風が山脈を越えて日本海側に吹き下ろすフェーン現象が見られ、気温が上昇し、火災の危険が大きくなる。

資料編（2-2「県内風配図」、2-3「月別降雪量」、2-4「月別最深積雪」）

(3) 人口分布

県の総人口は、令和8年5月1日現在で約979千人で、そのうち、富山市が約400千人、高岡市が約157千人であり、全市町村中この2市で、総人口の5割以上を占めている。このように、この2市において人口の集中がみられるものの、本県では、県民は分散して居住しており、概ね、J R等の駅毎に中小規模の都市が形成されている。国勢調査の人口集中地区（D I D）についてみても、本県の場合、総人口あたりのD I Dの数が多く、かつ個々のD I Dの規模は小さくなっており、人口が分散して居住していることを示している。

また、65歳以上の人口比率は全国平均を上回り、高齢化が進んでいる。

資料編（2-5「県内の人口分布」、2-6「人口集中地区」）

(4) 道路の位置等

県の主要幹線道路網は、東西に横断している北陸自動車道と国道8号を軸に、南北に縦断する東海北陸自動車道、国道41号、156号、160号、470号の7路線で構成されている。

道路整備率は、全国第1位（令和6年度において、76.6%）となっているが、市街地では交通渋滞が発生しており、山間地等では災害に弱い区間や冬期間通行不能区間がある。

なお、本県の1世帯あたりの乗用車保有台数は、全国第2位（令和6年度において、1.63台）となっており、自動車移動に欠かせない手段となっている。

資料編（2-7「県内の道路網のリスト」、2-8「道路整備状況」）

(5) 鉄軌道、空港、港湾の位置等

鉄軌道は、北陸新幹線をはじめ、あいの風とやま鉄道線、JR城端線・氷見線・高山本線、富山地方鉄道線、富山市内軌道、富山ライトレール、万葉線が運行され、鉄軌道ネットワークを形成している。

この他、山岳地域において、黒部峡谷鉄道、立山黒部貫光が鉄道、ケーブルカー等を運行している。

空港は、県が設置管理する地方管理空港である富山空港があり、2,000mの滑走路を持つ。富山市の中心部からのアクセスが非常によく利便性が高い。

港湾は、特定重要港湾伏木富山港と地方港湾魚津港がある。特に、伏木富山港の新湊地区には-14m岸壁が2箇所あり、50,000tクラスの船舶が寄港可能となっている。

資料編（2-9「鉄道施設の現況」、2-10「空港施設の現況」、2-11「港湾施設の現況」、2-12「漁港の現況」）

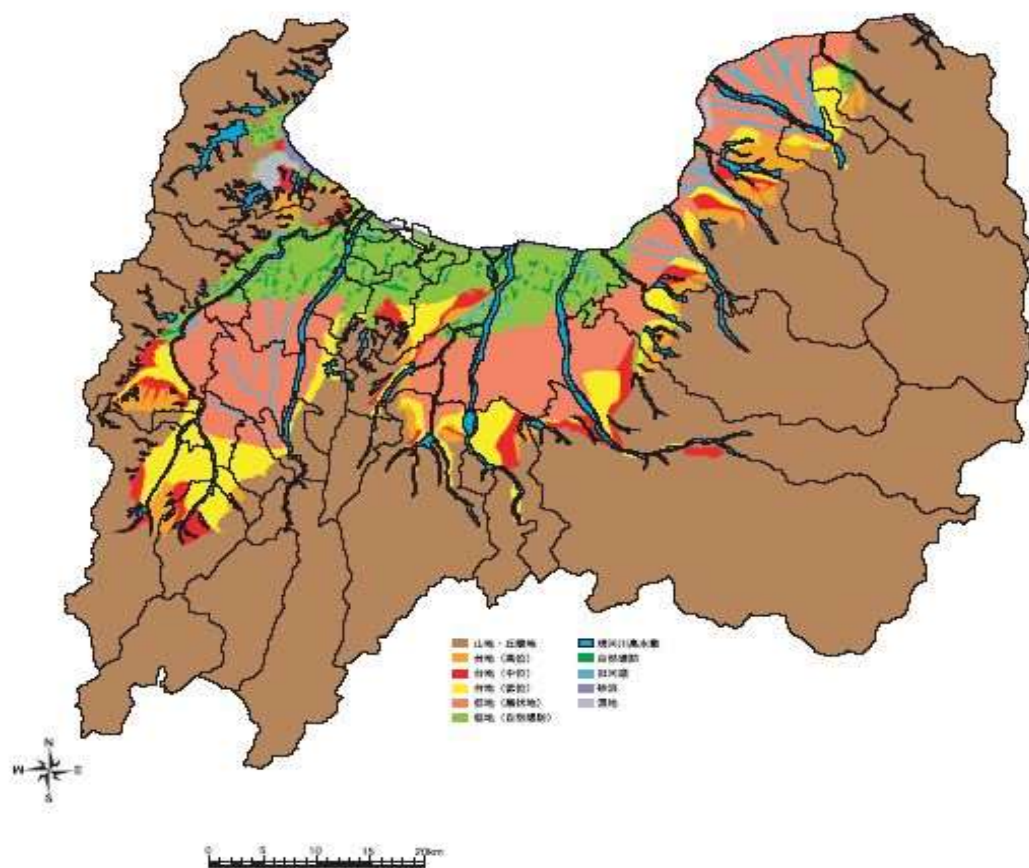
(6) 自衛隊施設

自衛隊施設は、砺波市に陸上自衛隊の富山駐屯地がある。

(7) 石油コンビナート等、ダム

石油コンビナート等特別防災区域は、臨海部には3箇所（富山、新湊、伏木地区）、内陸部には1箇所（婦中地区（富山市））ある。ダムは、54箇所あり、有峰ダム、黒部ダムは、全国的にも貯水量の多いダムである。

資料編（2-13「石油コンビナートの現況」、2-14「ダムの現況」）



この地図は、富山県が平成6年に建設省（現国土交通省）国土地理院長の承認を得て作成したものである。（平6総使第76号）

第5章 県国民保護計画が対象とする事態

県国民保護計画においては、基本指針において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

武力攻撃事態※とは、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃※が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいい、基本指針※においては以下の4類型が示されている。

類 型	想 定
着上陸 侵攻※	特 徴 ① 一般的に国民保護措置※を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態※において住民の避難を行うことも想定される。 ② 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 ③ この攻撃に先立ち、航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。 ④ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 留意点 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害※が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。
ゲリラ※や 特殊部隊※ による攻撃	特 徴 ① 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、鉄道、橋りょう、ダム、石油コンビナート施設などに対する注意が必要となる。 ② 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えばダムや石油コンビナートが攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（爆薬と放射

	性物質を組み合わせたもので、以下「ダーティボム※」という。) が使用される場合がある。 留意点 ゲリラ※や特殊部隊※の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む）と都道府県、都道府県警察は、海上保安庁及び自衛隊と連携し、武力攻撃※の態様に応じて攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、都道府県知事の緊急通報※の発令、市町村長又は都道府県知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。
弾道ミサイル攻撃※	特 徴 ① 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 ② 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。 留意点 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。また、NBC弾頭の場合も、屋内への避難が基本となるが、窓等の目張りをするなどの対応が必要となる場合がある。
航空攻撃※	特 徴 ① 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難である。 ② 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 ③ なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 ④ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 留意点 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設※に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害※の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

【NBC攻撃※の場合の対応】

武力攻撃事態※においては、NBC兵器を使った攻撃も考えられる。

兵 器	想 定
N (核兵器)	被害の概要 ・当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらし、その後は、中性子誘導放射能（初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線）によって、爆心地周辺において被害をもたらす。放射性降下物（爆発時に生じた放射能をもった灰）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。 ・放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。 ・熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 ・ダーティボム※は、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。 ・核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するための必要な措置を講じる必要がある。 留意点 ・避難は、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護し、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤※の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。 ・汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要となる。
B (生物兵器)	被害の概要 ・生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 ・生物剤による被害は使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 留意点 ・厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要となる。

C (化学兵器)	被害の概要 ・ 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 留意点 ・ 国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染[※]し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要となる。 ・ 化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。
---------------------------	---

2 緊急処理事態

緊急処理事態[※]とは、武力攻撃[※]の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいい、基本指針[※]においては以下の事態例が示されている。

1 攻撃対象施設等による分類

分 類	想 定
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	事態の例 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム の破壊、原子力事業所等の破壊 被害の概要 ① 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害 ・ 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 ② 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害 ・ 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 ③ ダムが破壊された場合の主な被害 ・ ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。 ④ 原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害 ・ 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。 ・ 汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	事態の例 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破 被害の概要 大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
---	--

2 攻撃手段による分類

分 類	想 定
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	事態の例 ダーティボム[※]等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒物等の混入 被害の概要 ① ダーティボム等の爆発による放射能の拡散の場合 ・爆弾の破片及び飛び散った物体による被害、熱及び炎による被害等 ・放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。 ・小型爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。 ② 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布の場合 ・発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、散布が判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 ・ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 ③ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布の場合 ・風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。 ・経口だけでなく皮膚からも吸収され、神経に障害を起こす。殺傷能力が非常に高い。 ④ 水源地への毒物等の混入 ・飲料水の摂取による人的被害、農作物等への被害

破壊の手段 として交通 機関を用い た攻撃等が 行われる事 態	事態の例 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来 被害の概要 ・ 主な被害は、施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ・ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 ・ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
--	---

第6章 被害想定

国が示す武力攻撃事態及び緊急処理事態を踏まえて、本県の地理的、社会的、経済的な特性等を考慮し、石油コンビナート等破壊のケースにおける被害を想定する。

ケース	被害想定
石油コンビナート等破壊	概要 本県の石油コンビナート等が、ゲリラ※や特殊部隊※等により破壊された場合をシミュレーションし被害を想定する。 被害の特徴 ・危険物タンクの全面火災、漏洩した可燃性ガスの引火によるフラッシュ火災※、毒性ガスの漏洩などが考えられる。 ・破壊されたタンク内の物質、貯蔵量や風向、風速等により被害の内容及び範囲が大きく異なる。 ・危険物タンクの全面火災の場合は、放射熱が発生するが、限られた範囲での被害となる。一方、可燃性ガスの引火による爆発の場合は、相当規模の火災に拡大するおそれがある。 ・毒性ガスタンクの漏洩については、物質によってはわずかな漏洩であっても拡散によってかなり広範囲に被害をもたらすおそれがある。 留意点 ・あらかじめ、地域ごとに避難経路※や避難方法等を定めておく必要がある。